

| | |
|-------------------------|------|
| 産業建設部 | 川地豊己 |
| 農林振興課長 | |
| 産業建設部 | 加藤敏博 |
| 商工観光課長 | |
| 産業建設部 | 伊藤博文 |
| 建設課長 | |
| 産業建設部 | 西脇和信 |
| 水道課長 | |
| 会計管理者兼 會計課長 | 伊藤幸 |
| 教育委員会事務局局長兼 スポーツ振興課長 | 香川満 |
| 教育委員会 教育総務課長 | 佐藤昌子 |
| 教育委員会 生涯学習課長 | 藤田実芳 |
| 生涯学習課長 | |
| 消防課長 | 小林恒夫 |

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 議会議務局長 | 山中秀樹 |
| 議会議務局書記 | 川地洋子 |
| 議会議務局書記 | 稲川諭実彦 |

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十四年第三回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用の中、御出席を賜り、あり

がとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

——「養老町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

ただいまから平成二十四年第三回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百十条の規定によって、十一番 中村辰夫君、十二番 岩瀬進君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、十一月二十一日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 皆川雅子君。

○議会運営委員長(皆川雅子君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る十一月二十一日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。協議事項は、平成二十四年第三回臨時会の日程についてであります。

まず会期につきましては、本日の一日と決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、議案の審議、質疑、討論、採決、この順序で議会運営を行う

ことに決定しました。

次に審議する議案は、専決処分の承認についてが一件、契約の締結についてが一件、一般会計補正予算についてが一件、合計三件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、専決処分の承認について（平成二十四年度養老町一般会計補正予算）から、日程第六、平成二十四年度養老町一般会計補正予算までの三件は上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の一日にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十四年八月及び九月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されております。

これで、諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

大分寒さも増してきました。もうすぐ年末ということでございます。

先日、衆議院も解散をされまして、十二月十六日が総選挙ということ、何かと慌ただしい中での選挙でございます。私どもの後世を決める重要な選挙にもなるかと思えます。注視していきたいと思えます。

さて、十一月の十六、十七、十八と養老改元一三〇〇年祭のプレイベントということで開催をさせていただきました。十六日の記念式典にはたくさんの方もお見えになりました。また所先生のお話に随分皆さん感銘されたというふうに思っております。今年度より毎年行っていくわけでございますけれども、今年度初めてということさまざま問題点も浮き上がってまいりました。一つずつ解決しながら、五年後の本祭に向けて計画をしていきたいというふうに思いますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日は御苦勞さまでございます。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、承認第四号 専決処

分の承認について（平成二十四年度養老町一般会計補正予算）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程いただきました承認第四号

専決処分の承認について、提案説明をいたします。

専決第四号 専決処分書。

平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第四号）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものとさせていただきます。

平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第四号）については、次に定めるところによるもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十九億五千九百四十万九千円とするものとさせていただきます。

平成二十四年十一月二十日専決というところで、議会に提案をする時間がなく専決をしたものでございます。この専決は、十一月十六日衆議院解散に伴う選挙事務経費であり、この経費には準備作業がありますので、十一月二十日付で専決処分をいたしました。歳出では、衆議院議員選挙費として一千二百万円を増額するものとさせていただきます。

次に、歳入につきましては、補正増の財源としまして、県支出金、委託金で、衆議院議員選挙費委託金一千四百三十三万二千元と繰越金五十六万八千円を充てるものとさせていただきます。

以上で、平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第四号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第五、議案第八十一号 養老町民

プール大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十一号

養老町民プール大規模改修工事請負契約の締結について、説明をさせていただきます。

議案第八十一号 養老町民プール大規模改修工事請負契約の締結について。

町は工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。平成二十四年十一月二十七日提出。

スポーツプラザ養老の温水プールは、昨年九月より大断面木材の腐朽により安全面に問題があるため休業をしておりますが、平成十年にオープンして以来、多くの皆さんに御利用いただいております。健康増進施設でもありますので、屋根撤去新設工事や天井新設工事等の大規模改修工事を行うものとさせていただきます。

なお、現在の厳しい財政状況のもとでは単年度での経費負担は困難なことから、今後二年間での大規模改修工事を行い、来年七月には再開を予定しております。

つきましては、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

契約の目的、養老町民プール大規模改修工事。

契約の方法、指名競争入札でございます。町内外十社によりまして、十社の名前は、養老町の株式会社大橋組、大垣市のT S U C H I Y A 株式会社、大垣市の岐建株式会社、岐阜市の株式会社市川工務店、岐阜市の内藤建設株式会社、大垣市の株式会社宇佐美組、揖斐川町の西濃建設株式会社、揖斐郡大野町の丸平建設株式会社、大垣市の株式会社桐山組、大垣市の株式会社高岩組、この十社によりまして入札を行いました。最終的に、二億六千万円で岐阜県養老郡養老町大巻四千五百九十番地、株式会社大橋組が落札をいたしました。契約金額は、消費税が入りまして二億七千三百万円でございます。

工期は、本契約締結の日から平成二十五年六月二十八日まで。

工事場所は、養老町高田地内。

工事の概要でございますが、屋根撤去新設工事、外壁モザイクタイル部分張りかえ工事、天井新設工事、プール屋内D P 塗りかえ工事、排煙窓開閉オペレーター取りかえ工事等でございます。

以上で、議案第八十一号 養老町民プール大規模改修工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 九月定例会におきまして、このプールの事

業内容についてお尋ねいたしましたところ、詳しく御説明いただきました。その前も議会で課長のほうから詳しく説明を受けておりました。

それによりますと、そのとおりに九月の議会で御説明があったわけでありますが、十三項目に分けての御説明でございました。今回見てみますと、その十三項目の中の五項目がこの工事概要に上がっております。あとの部分はどのように進められるのかというところをお尋ねしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） ただいまの皆川議員の御質問にお答えいたします。

当初、契約は一括契約を考えておりましたが、分離発注方式という形で今回考えました。

分離発注方式にいたしました理由につきましては、工事全てに分離して発注することで、地元業者への受注機会の確保が高まるということでございます。

二点目には、コストの透明化、良質な施工と明確な責任を設備会社に課すことができます。それとともに、完成後におきましては、点検、保守管理、あるいは故障時の早急な対応が可能になるだろうということでございます。

それから三つ目には、大変高額な施工工事でございますので、指名競争ではなくて一般競争入札という形になりますと大変工期がおくれまして、当初考えております来年夏休み前のオープンということができません。そういうことで、工事が早期に可能になり、工期の短縮化となるということで分離発注方式に切りかえたわけでございます。

それで、今回は建築工事のみの契約でございますが、ほかには

電気工事、動力設備や電灯設備、あるいは非常放送設備、それともう一本は、機械設備工事、空調ダクト設備、あるいは換気設備、あるいは過器の設備工事等を考えておりました、三つの分離発注というところでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） たいだい説明をいただきましたが、この十三項目のうちの五項目は出ております。これは九月に御答弁いただいたものでございますが、その中のどこどこの部分が今回分離発注でされるのか、それからもう一点は、以前中村議員のほうから地元への発注をお願いしたいと、それは地元の発展にもつながるのでという御意見もございました。それに対して、今、なるべく町内の業者が使えるように分離発注の中で考えていきたいということでございますが、そういった具体的な考え方、それから三つに分けて分離発注するというところでございますが、この大きなプールでございますので、そういった連携がうまくいくものかどうか、それから請け負いされるところの連携といったものも今後の課題となると思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） 質問にお答えいたします。

九月議会におきまして、十三項目の工事概要を御説明いたしました。今回の契約には、屋根撤去新設工事、天井の新設工事、外壁タイル等の補修工事、それから屋内塗装の塗りかえ、排煙窓の修繕、外部塗装の塗りかえ、それと屋根鉄骨の溶融亜鉛メッキでございます。これが、前回九月に御説明した中のものでございま

す。

それで、分離発注いたします機械設備工事と電気設備工事でございますが、合わせますと、一つは空調設備改修、ろ過器貯湯槽通気管改修工事、自火報感知器撤去新設工事、照明器具撤去新設工事、スピーカー撤去新設工事、ビニールアコーディオンカーテン新設工事でございます。

それと、分離発注した場合、以前議会で分離発注するメリット、地元業者の育成という話がありまして、そういうことを参考にいたしましたして、今回は地元業者を育成するという観点もありません。分離発注いたしますが、この連携でございますが、平成十年に完成したプールでございますが、そのときも本体工事、あるいは機械工事、あるいは電気工事も別々に発注いたしております、連携がうまくいくだろうとこちらも期待しております、そのためにはお互い、行政もですけども、業者が協力していただいて、よりよいプールを再開できますようにやっていただくということに思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 確認なんですけれども、今回大規模改修工事ということで、株式会社大橋組が入札されたわけですけども、前回建設当時に請け負われた会社はどちらか教えてください。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） たいだいの岩永議員の御質問にお答えいたします。

本体工事を請け負ったのは大橋組でございます。大変失礼しました。当時、私ども、ポンプ関係が松波水道ポン

プ工業所、それからヒートポンプ関係がゼネラルヒートポンプ工業、それからろ過器等はミズプラという業者が請け負っております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 建設した会社と今回修繕する会社が同じ会社ということでしょうか。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） 御質問にお答えします。

本体工事のほうは入札が終わっておりますが、機械と電気はあすの予定であります。ですので、まだ業者は決まっております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 四点でお尋ねしたいと思います。

まず一点目ですけれども、今回の改修により結露や温度管理の改善はどうか、さらに夜間の水温、室温の管理、また改修により利用料金の改正を考えているのか。

二点目、伊藤設計事務所、本体工事、大橋組ということで、当初新設された業者が担当することになったわけですが、十年余りでこういうふうな二億七千三百万円の改修工事ということになりましたが、企業としての社会的責任や企業努力ということ、もう少し町も追求してもいいのではないかと思いますが、この間、現場において、その点についてどういふふうな見解をお持ちだったのか。

三点目は、今回の改修に当たっては、二つの町民世論が全議員に寄せられているというふうに思っております。多額の税金を使うのを違うところに投じるべきではないかという声、また一日も早く使えるようにしてほしいという世論がありました。今後の運営の中で、やはり改修してよかったと言えるような施策が求められるわけですが、この点についてお尋ねしたいと思います。

四点目は、今回の改修に当たっては、特徴的なメンテナンス、例えば私自身も室内の集成材の塗装があのような期間で塗りかえが必要であったというようなことは、本当に知らなくて勉強不足だったわけですが、そういう意味も含めまして特徴的なメンテナンスについてお尋ねをします。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

一点目の結露の問題、それから温度の問題なんですが、まず今回新しく天井を新設いたします。天井の高さが平らなところで六メートル、斜めのところで一番高いところが九・五メートルでございます。全体の高さが、現在のプールが十九・九四メートルでございますが、全体的には屋根の一番高いところで十四メートルまで下げます。

それで、今ドーム型でございますので、大変温度の調整が悪いということ、天井を設けるものでございます。今回の天井ですが、断熱材ガラス繊維入りのイソシアヌレートボードという品質のものを使います。この特徴は断熱性が高いということで、熱が逃げないということ、省エネにつながる。それから防湿性、いわゆる湿気ですが、アルミホイルを面材にしておりますので湿気を通さない。それから耐薬品性、いわゆる塩素を消毒用に使っておりま

すので、そういう薬を通さない。これはもうアルミホイルを面材にしておるからでございます。それと、メンテナンスフリー、いわゆるメンテナンスが必要ないという、結露、あるいはカビの発生がないという品物でございます。それから不熱材、燃えない。大変軽量でございます。一平方メートルあたり一キログラムということ、震災で天井が滑落するという事件が新聞紙上で出ていますが、そういうことも配慮しまして、今回はそういう素材を使った天井を新設するというところでございます。

そういう意味と、それから今回の工事には入っておりませんが、空調設備工事は、全体にドーム型の気積が二万九千四百立方メートルと、それを半分以下の一万四千三百立方メートルにします。で、低いんですがある程度室温を均等化したいということで、既設のダクトそのものが老朽化して使えていないということで、で、空調設備を新たに改修しまして風を送るということで、防さび、あるいは結露の防止の面からもやっていきたいなと思っております。

夜間の水温につきましては、もともと夜間電力をしまして温度を一定にしておる施設でございますので、ある程度は水温を保てるんではなからうかと思っております。

それから、料金については今のところ変更するという考えは持っておりません。

それから二つ目の御質問で、同じ業者が設計、あるいは建設工事を行うということで、私も伊藤建築設計事務所とは打ち合わせを何度もしております、設計士の方から丁寧な御説明、あるいは熱心な仕事ぶり、そういうものを感じておりますので、大橋組とは今後打ち合わせをしていくわけですが、二度とあつてはならないことですので、全面的にそういうことをお話ししな

から丁寧な仕事をやっていただきなと思っております。

それから、三つ目は町長からお答えします。

それから、四番目の特徴的なメンテナンスでございますが、先ほどの内部の塗装、ロングデュラブルスチールストラクチャーペイントということで、DP塗りがえ工事ということですが、もちが長い構造物の塗りかえというふうに言われております。そこら辺がもつんではなからうかと思っておりますし、天井材についてはメンテナンスフリーというお話もしましたが、そのほかトラス構造の鉄骨材につきましては、メッキ処理をいたしますし、そのほか天井裏を歩けるようにいたしますので、年に一回ぐらいは目で確認するという、前から御説明しましたように十年ごとに塗りかえが必要、あるいは外部の柱等の塗りかえにつきましては、十五年ぐらいに塗装が必要でございます。それと、屋根でございますが、十六面のもので張るわけでございますが、フッ素ガルバリウム鋼板というもので張りかえます。再塗装の目安につきましては、二十五年ぐらいだろうと言われております。以上です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の一番目の中で、利用料金の改定は考えているかという質問でございますが、再開に関しては考えておりません。ただ、他の施設もございまして、その後、料金等の改定の話になれば総合的に考えていきたいというふうに思っています。

それから、三番目の質問でございます。もちろん二億七千万という多額の税金を使うことに関して、私のほうにもいろんな意見を寄せられておりますけれども、公共の仕事として、行政の仕事として、リハビリ施設等も備えた立派な施設でありますし、スポ

ーツの振興、それから健康増進面においても必要な施設だと思いますので踏み切りました。さまざまな団体等に働きかけ、また住民の方々の御意見も聞きながら利用者の増加につなげていきたいと、やはり使ってこそ価値がある施設でございますので、そういった面も住民の皆さん方、また近隣の市町村にも働きかけていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 昨日ですけれども、民間で運営しているある施設の水温が約三十度、室温は三十六度というふうな中できのう一日営業されたというふうに聞いておりますが、民間では年間を通して、これは競泳用ですので、町のプールとは違う低い温度設定にはなっていると思えますけれども、今回の大規模改修に伴う年間を通しての養老町のプールの水温、室温についてどのように考えておられるのか伺いたいと思えます。

それから、町長も今答弁の中で、使ってこそ生きるというふうなことがありましたが、私も、つくって使って育てるというふうなところが大切ではないかなあとというふうに思います。民間委託で運営をしているわけですが、例えばスポーツプラザ養老運営協議会というふうな、町、利用者、あるいはスポーツ団体、必要があれば議会も含めた形でそういうふうな組織をつくっていくことも、今後利用者増につながる大切なことではないかなあとというふうに提言をしたいわけですが、この点についての見解を求めたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） 水温につきましては、三十度を考えております。現在、休止しております

すが、それまでも水温は三十度ということで、前後しますが、温度調節につきましては三十度ということですが、ただ、冬場になりますと寒いと言われておりました。それは水温よりも、いわゆるプールを出たときに二十八度前後しかなかったもので寒いと。もちろん床暖もできる施設ですので、今までは水温を上げるために床暖の装置を切っておったわけでございます。今回の改修で、床暖も利用させていただきまして、室温全体は三十一度という形に考えております。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えいたします。

水谷議員御提案の協議会等、これも一つの方法であろうというふうに思います。今後さまざまな方々の御意見等もお伺いして利用増に努めていきたいというふうに思います。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 今回、平成十年にオープンして以来、短い期間でこのように大改修が必要になったわけですが、いろいろ私も町民のほうからも御意見をいただいて、苦しい答弁というか、わからない点もかなりございましたので、町民にわかりやすい説明をするためにちよつと確認したいんですが、一応、今回大改修によつて、設備によつては対応年数がいろいろ違うかと思えますが、大ざっぱな話、躯体は三十年は大丈夫だと、通常のメンテナンスをやっておれば三十年は大丈夫だと、こういう説明でよろしいでしょうか。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） ただい

まの田中議員の御質問にお答えします。

一応躯体工事につきましては、管理棟は別でございますが、今回の大規模改修工事で三十年というふうに耐用年数は考えております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第六、議案第八十二号 平成二十

四年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 上程をいただきました議案第八十二号 平

成二十四年度養老町一般会計補正予算（第五号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ四百五十六万一千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ九十九億六千三百九十七万円とするものでございます。

最初に、歳出の御説明をさせていただきます。まず消防費では、

消防施設等維持管理事業で消防署司令塔建設工事実施設計に伴う地質調査委託料として、これまでの入札差金残額から必要額九十八万一千円を補正増いたします。これは、制度改正による西濃建築事務所からの指導で、来年度建設着工に向けての補正となりました。

また、教育費、保健体育費では、町民プール大規模改修工事に伴う管理委託料のうち、平成二十四年度分三百五十八万円を計上いたしました。

四ページの「第二表 債務負担行為補正」につきましては、町民プール大規模改修工事管理委託が、平成二十四、二十五年度と二カ年にわたるため、平成二十五年度分二百三十八万九千円を債務負担行為として追加するため、限度額を変更するものです。

次に、歳入につきましては、補正増の財源としまして、繰越金四百五十六万一千円を充てるものでございます。

以上で、平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第五号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） ただいま町長のほうから、消防施設等の維持管理事業ということで九十八万一千円補正されました。ちょっと説明の中で、何か差金をとか何とかとおっしゃいましたが、その辺のところ再度お聞きしたいと思っておりますし、繰越金で当然歳入は割り当てられるというふうに思いますが、この地質調査

というふうに伺いましたが、その地質調査の内容をちよつとお聞かせ願いたいというふうに思っています。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、答弁。

○消防長（小林恒夫君） 中村議員の質問にお答えさせていただきます。

平成十九年度から、法改正に伴いまして地質調査が必要ということでありまして、ボーリング調査、標準貫入調査、静的貫入調査とかいろいろありまして、建築基準法第二十条における施行によりまして、引き抜き調査、地盤のアンカーを打った時点で緩みがあるかないかという部分ですけれども、地質調査と物理的探査となっておりまして。現在、これが地質調査の内容でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） ただいま地質調査の物理的などという答弁でございましたが、基準法が改正されたというふうにも伺いました。基準法が改正されたのはやむを得ないが、物理的に地質調査をするという、その物理的という言葉だけで、基準法のほうをフォローできるような調査をするわけなのか、その辺もう一度詳しく説明願いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、自席で答弁。

○消防長（小林恒夫君） 申しわけございません。お答え申し上げます。

再度同じことを申し上げますが、地質調査の一覧表の中では、ボーリング調査、標準貫入試験、静的貫入試験、ベーン試験、土質試験、物理探査、平板載荷試験、くい打ち試験、引き抜き試験、以上が大臣が定める方法であるというふうにうたわれております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十四年第三回養老町議会臨時会を閉会します。
長時間ありがとうございました。

（閉会時間 午前十時二十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年十一月二十七日

議長 松 永 民 夫

議員 中 村 辰 夫

議員 岩 瀬 進